

平成 27 年第 1 回東浦町議会臨時会議案等一覧表

1 議案等

区 分	件 数	
	平成 27 年第 1 回	
1 条 例	0	
(1) 制 定	0	
(2) 全 部 改 正	0	
(3) 一 部 改 正	0	
(4) 廃 止	0	
2 予 算	1	
(1) 一 般 会 計	1	
(2) 特 別 会 計	0	
(3) 企 業 会 計	0	
3 その他の議案等	0	
計	1	

2 専決処分

区 分	件 数	
	平成 27 年第 1 回	
1 承 認	0	
(1) 条 例	3	
(2) 予 算	1	
2 報 告	1	
計	5	

平成27年第1回東浦町議会臨時会議案等概要
(予算関係議案を除く。)

第1 報告(専決処分)

工事請負契約の変更について(三丁公園整備工事(25-6))

地方自治法第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について、専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

工 事 名	三丁公園整備工事(25-6)
契約金額	変更前 55,689,120円 変更後 55,807,920円 (118,800円の増額)
契約の相手方	知多郡東浦町大字藤江字柳牛28番地の1 東浦土建株式会社 代表取締役 長坂勝之
変更理由	園路縁石工の増工等により公園施設の基盤整備事業の進捗を図るため、工事請負契約の変更をするもの

第2 承認(専決処分:条例(一部改正))

1 東浦町税条例等の一部改正について

地方税法等の一部改正(公布:平成27年3月31日 施行:平成27年4月1日等)
に伴い、所要の規定を整理する。

施行日:平成27年4月1日等

(1) 町民税

個人の町民税の寄附金控除に係る申告を不要とする特例を新設する。

(2) 固定資産税

ア 課税標準の軽減割合を次のとおり定める。

軽減対象	軽減割合
都市再生特別措置法に基づき認定事業者が取得する公共施設等の用に供する家屋及び償却資産	3 / 5
管理協定が締結された津波避難施設の用に供する家屋のうち避難用部分	1 / 2
管理協定が締結された津波避難施設に附属する避難の用に供する償却資産	1 / 2

イ 新築のサービス付き高齢者向け貸家住宅に係る税額の減額割合を2 / 3とする。

ウ 土地に係る負担調整措置の特例を3年間（平成29年度まで）延長する。

(3) 軽自動車税

ア 一定の環境性能を有する四輪車等について、その燃費性能に応じた税率の軽減措置を新設する。

イ 二輪車等に係る税率の引上げ時期を1年間延期し、平成28年4月1日とする。

2 東浦町国民健康保険税条例の一部改正について

地方税法施行令の一部改正（公布：平成27年3月31日 施行：平成27年4月1日）に伴い、所要の規定を整理する。

施行日：平成27年4月1日

軽減対象となる所得基準額を引き上げ、均等割額及び平等割額の軽減対象を拡大する。

(1) 5割軽減に係る所得基準額

（現行）：33万円＋24.5万円×被保険者数

（改正後）：33万円＋26万円×被保険者数

(2) 2割軽減に係る所得基準額

（現行）：33万円＋45万円×被保険者数

（改正後）：33万円＋47万円×被保険者数

3 東浦町都市計画税条例の一部改正について

地方税法の一部改正（公布：平成27年3月31日公布 施行：平成27年4月1日等）に伴い、所要の規定を整理する。

施行日：平成27年4月1日

土地に係る都市計画税の負担調整措置の特例を3年間(平成29年度まで)延長する。